

Global Tax Update

英国

デロイトトーマツ税理士法人

2017年2月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. 犯罪財政法案(Criminal Finances Bill)

犯罪財政法案(以下「本法案」)は、企業やパートナーシップの関連者が脱税行為を手助けした場合の罰則規定を定め、また脱税ぼう助行為を防げなかった場合の新罰則制度の導入について規定している。現時点では、海外領土(Overseas Territories)において登記されている法人の受益権の公開登記簿への登録義務化(Clause 6)等が提案されており、当該提案は両党において支持されている。詳細については下記を参照のこと。

>> [NOTICES OF AMENDMENTS](#) (英国庶民院ウェブサイト(英語、PDF))

本法案の概要報告書(Fact Sheet)には、海外領土や王室属領(Crown Dependencies)に所在する「企業の保有権の透明化(Company Ownership Transparency)」が盛り込まれている。海外領土および王室属領は、ロンドンで開催された2016年腐敗防止サミットに先駆け、受益権に関する情報を一元的に管理し、リアルタイムに近い形で当該情報にアクセスする権限を英国司法当局に与える協定を英国と締結しており、また、金融センターのある海外領土および王室属領はすべて、受益権者の情報を組織的に交換するための規準を策定するためのOECDの新たな取組みにも署名している。これらの協定・取組みは、2017年6月には発効する。概要報告書は、英国は単に、英国が責任を保持している分野に関係する事項(人権問題等)について法整備する権限を、最後の手段として行使しているにすぎないと説明している。詳細については下記を参照のこと。

>> [Criminal Finances Bill](#) (英国政府ウェブサイト(英語、PDF))

2. 純支払利息の損金算入制限および繰越欠損金控除に関する法案

2016年12月5日に2017年度財政法案(Finance Bill 2017)の大部分が公表された際に約束されたとおり、今般、英国歳入税関庁(HM Revenue and Customs: 以

下「HMRC」)は追加法案を発表した。追加法案には次の詳細事項が含まれている。

(英国政府ウェブサイト(英語))

- [繰越欠損金控除](#)
- [純支払利息の損金算入制限](#)

3. VAT グループ規定に関する意見募集

2016年秋の財政演説で発表されたとおり、VAT グループに関し2017年2月27日を期限とした意見募集が行われた。本意見募集の目的は、Larentia & Minerva and Marenave 訴訟(C-108/14 および C-109/14: 以下「Larentia 訴訟」)ならびに Skandia America Corporation 訴訟(C-7/13: 以下「Skandia 訴訟」)における昨年の欧州司法裁判所(Court of Justice of the European Union: 以下「CJEU」)判決を受け、英国の方針を周知することにある。Larentia 訴訟判決後、HMRC は、「VAT グループは共通支配(Common Control)下にある法人(Body Corporate)でなければならない」とする現行の適格要件をどう緩和するかについて検討しており、VAT グループへのパートナーシップ等の参加を認める場合に、支配基準をどう改正すべきかについて意見を求めたものである。Skandia 訴訟では、米国本社からスウェーデン支店(スウェーデン VAT グループの一部)への仕入取引を VAT 課税対象取引として取り扱うスウェーデンの規定の適用が容認されたが、支店および VAT グループに対する英国税制上の取扱いとは異なるため、HMRC は、当該判決が企業にどう影響するかについての意見募集を行った。詳細は下記を参照のこと。

>> [Scope of VAT Grouping](#) (英国政府ウェブサイト(英語))

また、VAT グループ規定の改正が、費用分担取り決めの VAT 免除規定(Cost-Sharing Exemption)の利用に与える影響についての意見募集も行われた。

4. イタリア: Skandia 原則の適用

今般、イタリア税務当局は、前掲の Skandia 訴訟における CJEU の判決は、イタリア国外の VAT グループ企業からイタリア支店への仕入取引についても適用されるべきだとする裁定を公表した。本裁定は、イタリアに支店を持つ英国 VAT グループに影響を及ぼすもので、対象となる企業に対してのみ拘束力を持つ。Skandia 判決の原則が当局の方針として適用された場合、イタリアに支店を有する企業はイタリアにおいてリバースチャージ方式による VAT 課税のリスクが高まる。企業や専門家との協議後、イタリア税務当局から、より原則的な方針が発表されることが予想されている。詳細については下記を参照のこと。

>> [Court of Justice of the European Communities](#)
(英国およびアイルランド法律情報協会 (BAILII) ウェブサイト(英語))

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte LLP ロンドン事務所

パートナー 古新居 由紀 ykonii@deloitte.co.uk
ディレクター 日高 大雅 hhidaka@deloitte.co.uk

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ 税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 9,400 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.